

盛岡広域振興局長告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年8月30日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	廃止年月日
0312115116	居宅介護支援事業所おらほの家Ⅱ	滝沢市鶴飼狐洞467番地	特定非営利活動法人明成会	令和4年7月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	廃止年月日
0312115116	居宅介護支援事業所おらほの家Ⅱ	滝沢市鶴飼狐洞467番地	特定非営利活動法人明成会	令和4年7月31日